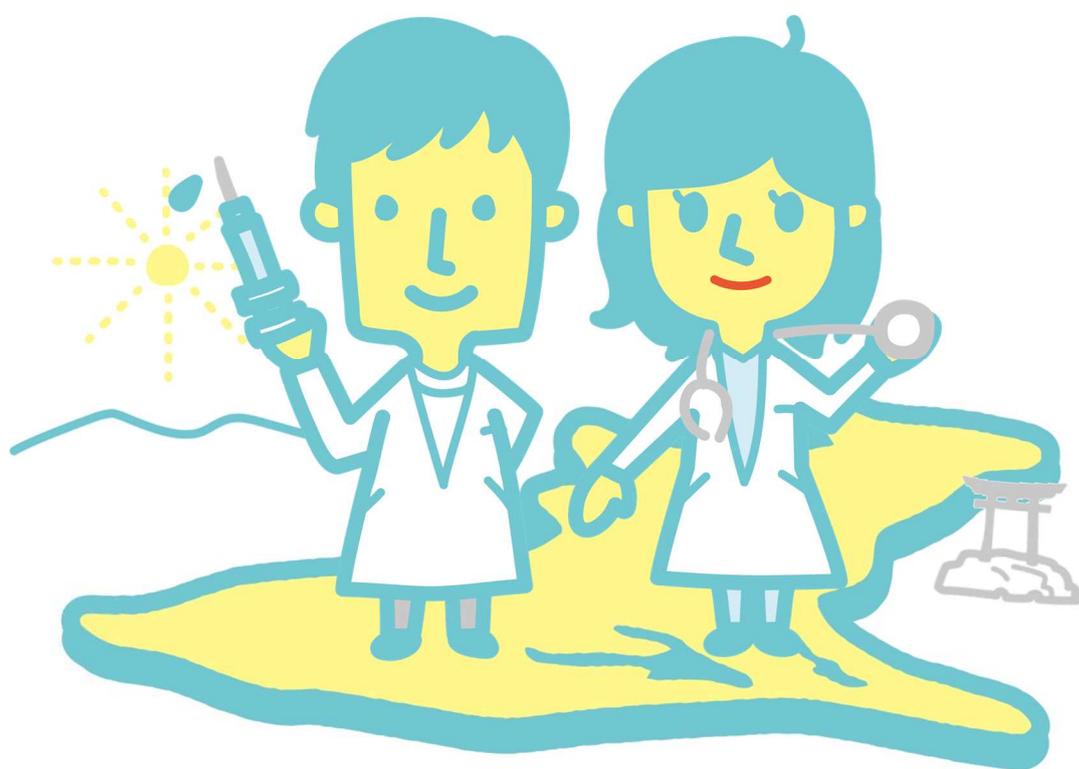


令和6年度入学者向け

茨城県地域医療医師修学資金貸与制度 ガイドブック



令和5年(2023年)8月

茨城県保健医療部医療局
医療人材課医師確保グループ

修学資金の貸与を受ける皆さんへ

(必ず読んでください)

- このガイドブックは、令和6年度入学者向けのガイドブックです。
- ①修学資金貸与制度の概要、②大学在学中(修学資金を借り受けている期間)の手続き、③卒業後に修学資金の返還が免除されるまでの手続き等について記載してありますので、卒後、返還が免除されるまで大切に保管して活用してください。
- 今後、手続き等に変更があった場合には、その都度お知らせしますので、必ずファイルに保管するなどして、紛失しないようにご留意ください。
- 修学資金の貸与を受けた皆さんは、在学中及び卒業後の定められた期間内において、各種届出を行う義務があります。諸手続きは、期日を必ず守ってください。
- 修学資金貸与制度の目的や返還免除については、次のとおりですが、詳しくはこのガイドブックの中に記載してありますので、確認してください。

・修学資金貸与制度の目的

医師が不足する地域に所在する医療機関等に将来勤務しようとする方に対し、その修学に必要な資金の貸付けを行い、地域医療を担う医師の養成及び確保を図ります。

・修学資金の返還免除について

修学資金は、医師の免許を取得後直ちに、知事が指定する県内の医療機関等に定められた期間従事した場合に返還が免除されます。免除の要件は、14ページ～17ページを参照してください。要件に合致しない場合は、貸与した修学資金の額に所定の利子を加えた額を一括で返還していただくこととなります。

・制度からの離脱について

本制度から正当な理由なく離脱し、県が本制度からの離脱に同意していない場合(不同意離脱※)は、不同意離脱者を採用した病院は、厚生労働省からの補助金が減額される場合があります。また、不同意離脱となった場合は、一般社団法人日本専門医機構の専門医の認定がなされないこととなります。

なお、これは令和5年(2023年)8月現在の取扱いのため、今後変更となる場合があります。

※「不同意離脱」とは、離脱の事由が、退学、国家試験不合格、死亡などの理由により、医師として勤務することが不可能である場合は離脱に同意するが、それ以外の事由により離脱する場合は、原則として離脱に同意しないことを指します。

- ・手続きについて不明な点がある場合には下記までお問い合わせください。

茨城県保健医療部医療局医療人材課医師確保グループ

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

電 話 029-301-3191(直通)

E-mail i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp

目 次

1	用語説明	1
2	修学資金の概要	3
3	貸与申請について	4
	貸与申請に必要な書類	
4	在学中の異動と届出について	6
	定期的な届出、異動があった際の届出	
5	キャリア形成について	8
	キャリア形成卒前支援プラン、キャリア形成プログラム、イメージ図	
6	修学資金の返還猶予等について	10
	猶予、認定専門研修	
7	修学資金の返還免除要件等について	12
	当然免除、裁量免除、結婚協定、初期研修の義務履行期間、 卒後に従事する医療機関	
8	修学資金の返還について	16
9	茨城県地域医療医師修学資金貸与条例及び規則	17
10	【参考】セミナー出席状況の医療機関への情報提供について	37

1 用語説明

<用語の説明>

このガイドブックで使用している用語について、ご説明します。

○ 医療機関

病院、診療所及び保健所をいいます。

○ 医師不足地域

県内の医師が不足する地域としてあらかじめ知事が定める地域のことで、入学時点での医師不足地域ではなく、臨床研修開始時点での医師不足地域が適用されます。

○ 指定従事医療機関等

医師不足地域内における医療機関及び地域において中核的な役割を担う医療機関としてあらかじめ知事が定める医療機関であって、知事が地域における医師の育成及び確保の状況等に応じ修学生ごとに指定する医療機関をいいます（条例第11条第1項第5号）。

○ 茨城県地域医療支援センター

県では、県内への医師の定着促進と地域偏在の解消を図るため、茨城県医師修学資金貸与条例及び茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に定める修学資金の貸与を受けている医学生及び卒業した医師等に対するキャリア形成支援等を行うため平成24年4月に本センターを設置しました。

高校生・医学生・医師の各段階に応じた医師確保対策を実施しています。

○ キャリアコーディネーター

茨城県地域医療支援センターの医師スタッフ。医学生・若手医師のキャリア形成支援、相談・助言を行います。

○ 修学生

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例及び茨城県医師修学資金貸与条例に定める修学資金の貸与を受けている医学生をいいます。

○ 修学生医師

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例及び茨城県医師修学資金貸与条例に定める修学資金の貸与を受け、従事義務を履行中の医師をいいます。

○ 認定専門研修

臨床研修修了後、専門的な知識及び技術を習得するために受ける研修のうち県外の医療機関を実施場所とするものであって、地域医療の充実に必要な研修として知事が認定したものをいいます(条例第 12 条第 2 号)。

2 修学資金の概要

この修学資金は、将来、知事が指定する医療機関において、医師の業務に従事しようという意思のもと、茨城県地域枠として入学する方に対して貸与するもので、医師の免許を取得後直ちに、知事の指定する医療機関で9年間勤務(臨床研修期間を含む)した場合に、返還を免除します(9年のうち1/2以上の期間は医師不足地域※内に勤務)。

※ 入学時点での医師不足地域ではなく、臨床研修開始時点での医師不足地域が適用されます。

項目	地域医療医師修学資金貸与制度(地域枠)	
	【全国対象】	
概要	医師不足地域の医療機関への勤務意思を有する者に県の面接及び地域枠設置大学※にて選抜試験を実施。入学者に修学資金を貸与。 ※筑波大学/東京医科大学/東京医科歯科大学/杏林大学/日本医科大学/北里大学/帝京大学/順天堂大学/昭和大学/日本大学	
貸与条件	県内高校卒業者又は県内居住の方の子	筑波大学/東京医科歯科大学/順天堂大学/昭和大学/日本大学の出願資格を満たす方
貸与額	国立大学 月額 20 万円	(年 240 万円/6 年計 1,440 万円)
	私立大学 月額 25 万円	(年 300 万円/6 年計 1,800 万円)
貸与期間	正規の修学期間(最大6年間)	
初期研修先	県内の医療機関に限る	
勤務先の決定	茨城県(修学生の希望等を尊重し、従事する医療機関を個別に指定)	
返還免除	知事が指定する医療機関で9年間勤務 (9年のうち1/2以上の期間は医師不足地域内に勤務)	
利息	年 10%	
返還額(見込み)	月額 20 万円の方 修学資金 1,440 万円 + 利息約 430 万円 = 約 1,900 万円 月額 25 万円の方 修学資金 1,800 万円 + 利息約 540 万円 = 約 2,400 万円	
義務	<ol style="list-style-type: none"> 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例及び茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則の規定を遵守すること。 学業に専念するとともに、地域医療支援センターが開催する研修会、個別面談などの支援事業に参加すること。 医師免許取得後は、医師不足地域における医療機関及び地域において中核的な役割を担う医療機関の中から知事が指定する医療機関において茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に規定する指定期間、医師として従事すること。 本制度から正当な理由なく離脱しないこと。 	

3 貸与申請について

○ 貸与決定までの流れ

申請者から必要書類の提出があった後、県で審査を行い、修学資金貸与決定通知書(様式第2号)又は修学資金貸与不承認決定通知書(様式第3号)にて通知します。

入学後に下記の書類を提出し、6年間の貸与契約を結ぶこととなります(2年生以降は6ページ「4 在学中の異動と届出について」の書類を提出することとなります)。

○ 入学時の4月に提出が必要な書類一覧

対象者	提出書類
新規貸与者(1年生)	(1) 修学資金貸与申請書 (2) 大学の在学証明書(貸与を受ける年度のもの) (3) 修学資金貸与契約書4部 (4) 連帯保証人2名分の印鑑登録証明書 (発行後3ヶ月以内のもの) (5) 口座振替依頼書 (6) 連絡先確認書

○ 修学資金の貸与

修学資金は毎月の月末に貸与する予定です。

なお、初回の貸与は5月末を予定しています。(4月～5月の2ヶ月分)

—貸与申請 Q&A—

Q1 連帯保証人の要件を教えてください。

A1 申請者が未成年の場合は、2名の保証人のうち1名は申請者の法定代理人(親権者等)でなければなりません。

保証人となる2名は、原則、生計が別でなければなりません。

Q2 申請書類に誤った記載をしてしまいました。修正の方法を教えてください。

A2 いずれの書類も、記入を誤った場合には、修正液等を使用せずに、見え消しにより訂正のうえ訂正印を押印してください。

Q3 修学資金の振り込みは毎月何日ごろ行われますか。

A3 月末を予定しています。(月末が銀行の休業日の場合は、直前の営業日に振り込みます。)

Q4 振込口座の名義は、修学生本人以外でもいいのでしょうか。

A4 修学生本人の口座に限ります。

4 在学中の異動と届出について

○ 大学在学中の届出

(1) 定期届出

2年生以降は、以下の書類を毎年度4月に届け出てください。

- ・成績証明書(貸与を受ける年度に発行したもの)
- ・大学の在学証明書(貸与を受ける年度のもの)
- ・連絡先確認書

(2) 異動届出

以下の事項に該当するときは、直ちにその旨を届け出てください。

- ・連帯保証人変更届(様式第5号)
- ・氏名又は住所を変更したとき(様式第17号)
- ・退学し、又は退学の処分を受けたとき(様式第18号)
- ・修学資金の貸与を受けることを辞退したとき(様式第19号)
- ・休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は留年したとき(様式第20号)
- ・復学したとき(様式第21号)

—申請・届出 Q&A—

Q1 結婚等により本籍、住所又は姓が変わりました。どのような手続きが必要ですか。

A1 住所及び姓が変わったときは「氏名(住所)変更届(様式第17号)」で届け出てください。住所等の変更については間違いを防止するため、電話での受付をしていません。
なお、本籍だけを変更した場合の届出は不要です。

Q2 提出書類に不備があった場合はどうなりますか。

A2 提出書類等に不備がある場合は担当から手紙や電話、メール等で確認をさせていただきますので、その指示に従ってください。
なお、手紙や電話、メール等は修学生本人あてにいたしますが、どうしても連絡がつかない場合やその後の書類の提出がない場合などは連帯保証人に連絡をすることがあります。

Q3 休学しましたが、この後どうすればよいか教えてください。

A3 休学届を提出してください。(様式第20号)
なお、休学期間中は修学資金の貸与を停止します。

Q4 留年しましたが、この後どうすればよいか教えてください。

A4 留年届を提出してください。(様式第 20 号)
 なお、留年期間中は、修学資金の貸与を受けるかどうか選択できます。

<留年した場合のイメージ>

【追加契約について】

留年期間中に貸与を希望しなかった場合、当初の契約期間終了後に、貸与停止期間分を追加で契約する必要があります。

①留年期間中に修学資金の貸与を希望した場合

当初の契約期間(6年間)						契約期間 終了
1年生	2年生	3年生	3年生 (留年)	4年生	5年生	6年生
貸与	貸与	貸与	貸与	貸与	貸与	貸与不可

②留年期間中に修学資金の貸与を希望しなかった場合

当初の契約期間(6年間)						追加契約
1年生	2年生	3年生	3年生 (留年)	4年生	5年生	6年生
貸与	貸与	貸与	貸与停止	貸与	貸与	貸与

<休学のため、留年した場合のイメージ>

【追加契約について】

休学等により貸与の停止を受けた場合、当初の契約期間終了後に、貸与停止期間分を追加で契約する必要があります。

当初の契約期間(6年間)						追加契約
1年生	2年生	3年生 (休学)	3年生 (休学による留年)	4年生	5年生	6年生
貸与	貸与	貸与停止	貸与	貸与	貸与	貸与

5 キャリア形成について

○ キャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラムの適用について

修学生は、大学在学中は、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的として県が策定する「キャリア形成卒前支援プラン」の適用を受け、セミナーや個別面談などの支援事業に参加していただきます。

また、医師免許取得後、地域医療支援センターの策定したキャリア形成プログラムの中から、臨床研修修了時を目安に具体的なコースを選択することとなります。当該プログラムにおける各コースのうち、実際に当該対象医師が派遣される医療機関は、各プログラム責任者と相談の上、本人の希望を最大限尊重しつつ決定し、毎年度地域医療対策協議会に報告します。

○ 在学中のイメージ

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
修学生	個別面談・セミナー等				マッチングの説明	マッチング

○ 卒後の勤務イメージ (地域内：医師不足地域、地域外：医師不足地域外)

区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
修学生	初期臨床研修		専門研修			サブスペシャリティ研修			
医師	地域内		地域外		地域内	地域外		地域内	

※キャリア形成プログラムは、地域医療支援センターホームページ等で公開しています。なお、プログラムの新設又は変更の際には、修学生の意見を聴取します。

—キャリア形成 Q&A—

Q1 キャリア形成卒前支援プランとは何ですか。

A1 地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的として策定する計画です。例年夏と春に1回ずつ実施する病院見学を中心としたセミナーや、年末に全修学生・修学生医師等が集う「修学生の集い」などを実施しています。

入学の際に誓約書を提出いただいている参加必須のセミナーとなっているため、セミナー等の参加状況はマッチング時に医療機関へ情報提供されることとなっています。

Q2 キャリア形成プログラムとは何ですか。

A2 修学生医師の診療科や就業先となる医療機関等の希望を最大限尊重しつつ作成する、今後勤務する医療機関の派遣計画です。

なお、実際に当該対象医師が派遣される医療機関は、各プログラム責任者と相談の上、本人の希望を踏まえて決定します。

Q3 地域医療対策協議会とは何ですか。

A3 都道府県における医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議・調整を行う場です。都道府県は、地域医療対策協議会での決定に基づき、地域医療支援事務を行います。

6 修学資金の返還猶予等について

○ 修学資金返還の猶予

(1) 返還の猶予の考え方

返還の事由が生じた場合には、その日から1月以内に修学資金に利子を加えて一括で返還することとなりますが、次の場合には、一定の期間、返還が猶予されます。また、その事由がなくなり、再び医師として従事する場合には従事義務の履行期間が再開されます(①及び⑥を除く)。

なお、返還の猶予を受けている期間は、返還免除に係る従事義務の履行期間には算入されません。

(2) 返還が猶予される場合

事由	猶予期間	根拠条文・申請様式
① 修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き大学の医学を履修する課程に在学しているとき	大学の医学を履修する課程に在学している期間	第12条第1号 様式第9号
② 県外で認定専門研修を受けている場合	知事が必要と認め た期間 (概ね3年程度)	第12条第2号 様式第8号の6
③ 大学院の医学を履修する課程に在学している場合 ※医療機関への勤務の形態に応じ、 猶予を適用するかどうかを判断	大学院に在学する 期間	第12条第3号 様式第9号
④ 育児休業を取得している場合 ※産前産後の特別休暇は義務期間に 算入	育児休業を取得し ている期間	第12条第5号 様式第9号
⑤ 介護や海外留学により一時的に医師不足地域を離れざるを得ない場合	知事が必要と認め た期間	第12条第4号 様式第9号
⑥ 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難な場合	知事が必要と認め た期間	第12条第5号 様式第9号

○ 認定専門研修について

出身大学の附属病院の専門研修プログラム等に登録し、県外医療機関で複数年勤務をする場合等も「認定専門研修」として認めます。この場合に、県外での勤務期間は従事期間に算入しない(猶予扱い)こととします。

—返還猶予等 Q&A—

Q1 医師になってから海外留学はできますか。

A1 できます。修学資金返還猶予申請書(様式第9号)を県に提出し、県の承認を受けることで、知事が必要と認めた期間(概ね3年程度)は修学資金の返還を猶予することができます。

Q2 事故や病気でしばらく医師として働きません。修学資金を返還しなければならないのでしょうか。

A2 修学資金の返還を猶予できる可能性があります。修学資金返還猶予申請書(様式第9号)及び働けない理由を証明する書類(診断書等)を県に提出し、県の承認を受けることで、知事が必要と認めた期間は修学資金返還を猶予することができます。

7 修学資金の返還免除要件等について

○ 修学資金返還の免除

返還が免除となる場合

(1) 返還債務の当然免除

修学生が次の①～③のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還が免除されます。

① 次のア及びイに該当する場合(条例第13条第1項第1号)

ア 医師の免許を取得後、県内の医療機関において初期臨床研修を受け、引き続き指定従事医療機関等で医師の業務に従事すること。

イ 次の(a)と(b)の期間が、貸与を受けた期間の1.5倍の期間に達したときであって、(a) + (b)の期間の1/2以上の期間を医師不足地域の医療機関で従事すること。

(a) 臨床研修の修了に要した期間(当該期間が2年を超える場合にあつては2年)

(b) 指定従事期間医療機関等での従事期間

【6年間貸与を受けた場合の例】

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
(a) 初期臨床研修 ※修了に要した期間が2年を超える場合にあつては2年		(b) 指定従事医療機関等で医師の業務に従事						

- ② 他都道府県の修学生との婚姻による特例を受ける場合であって、次のア～ウのすべてに該当する場合(条例第 13 条第 1 項第 2 号)

ア	修学生が、他県修学資金の貸与を受けている者と婚姻し、いわゆる結婚協定にもとづく指定従事医療機関及び他県の指定医療機関に勤務する期間の指定を受けていること。
イ	医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関又は他県の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後、引き続き、指定期間を指定従事医療機関及び他県の指定医療機関において医師の業務に従事したこと。
ウ	(a) (臨床研修の修了に要した期間) + (b) (指定従事医療機関又は他県の指定医療機関において指定期間を医師の業務に従事した期間) の期間が修学資金の貸与を受けた期間の 1.5 倍の期間に達したときであって、(a) + (b) の期間のうち県内で研修を受けた期間と指定従事医療機関で従事した期間の 1/2 以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事したとき。

(例)茨城県の修学生 A と他都道府県の修学生 B が結婚する場合

年数	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目
本人 A	本県内勤務					他都道府県内勤務			
配偶者 B	本県内勤務					他都道府県内勤務			

本県の返還債務の免除に係る従事義務の履行期間に算入

相手方都道府県の返還債務の免除に係る従事義務の履行期間に算入

- ③ ①、②の場合における (a) と (b) を合計した期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったとき。

(2) 返還債務の裁量免除

次のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除する場合があります。(条例第 14 条)

- ① 修学生が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったとき。
- ② その他特に必要があると認めるとき。

○ 提出が必要な書類

(1) 返還債務の当然免除

- ・ 修学資金返還当然免除事由発生届(様式第 12 号)
- ・ 業務従事証明書(様式第 13 号)

(2) 返還債務の裁量免除

- ・ 修学資金返還裁量免除申請書(様式第16号)
- ・ 裁量免除に該当することを証する書類

○ 初期研修における従事義務の履行期間への算入の仕方

初期研修期間の、従事義務の履行期間への算入を、次のとおり取り扱います。

(平成28年12月茨城県地域医療対策協議会一部改正)

区分	内容		履行期間の算入
1 医師不足地域外にマッチング	医師不足地域外の病院でのみ研修する場合		→2年間医師不足地域外勤務期間に算入
	連続6月以上で通算12月以上医師不足地域内の病院に派遣される場合		→12月、医師不足地域内病院勤務期間として算入
	県外に派遣される場合	2月以下	→医師不足地域外勤務期間として算入
		2月超	→猶予期間に算入
2 医師不足地域内にマッチング	医師不足地域内の病院でのみ研修する場合		→2年間医師不足地域内勤務期間に算入
	(1) 県内医師不足地域外に派遣される場合	(1)+(2)が通算4月以下かつ(2)が2月以下	→(1)+(2)の期間を医師不足地域内勤務期間として算入
		(1)+(2)が通算4月以下かつ(2)が2月超	→(1)の期間を医師不足地域内勤務期間として算入し、(2)の期間を猶予期間に算入
		(1)+(2)が通算4月超	→(1)の期間を医師不足地域外勤務期間として算入し、(2)の期間を猶予期間に算入
(2) 県外に派遣される場合			
3 県外大学病院へのマッチング	県外の大学病院等にマッチングすることはできません		

※1月=30日換算(1月未満端数切り捨て)

—返還免除要件 Q&A—

Q1 修学資金を6年間借りた場合の従事期間は何年ですか。

A1 修学資金の返還免除を受けるために必要となる従事期間は、貸与期間の1.5倍のため9年となります。そのうちの2分の1以上の期間(4.5年以上)については、医師不足地域の医療機関等において医師の業務に従事することとなります。

Q2 医師免許取得後の初期臨床研修は、希望する病院で行うことができますか。

A2 医師免許取得後2年間の初期臨床研修は、県内の臨床研修病院で行っていただきます。詳細は「6 マッチングについて参照」

Q3 全額免除に必要な期間を県内の医療機関において業務に従事しました。その後の手続きはどうすればいいですか。

A3 修学資金返還当然免除事由発生届(様式第12号)などの必要書類を提出してください。該当する時期に県から手続きについて連絡します。修学資金返還免除申請書が提出された場合は、内容を審査し、その結果、免除を承認できる場合は修学資金返還免除認定(承認)通知書(様式第14号)を送付します。

Q4 業務に従事していた期間は何で確認しますか。

A4 従事した医療機関等の長が証する業務従事証明書(様式第13号)で従事期間を確認します。

Q5 病気や事故等で医師として働けなくなった場合は、返還債務の免除に該当しますか。

A5 病気や事故等が業務に起因する場合は返還債務の当然免除に該当します。また、当該免除の事由が業務に起因しない場合でも返還債務の裁量免除に該当する可能性があります。

8 修学資金の返還について

○ 修学資金の返還

(1) 修学資金の返還が必要な場合

以下の返還事由に該当する場合には、修学資金に利息を加えた額を返還していただきます。

<返還事由と具体例>

返還事由	具体例
(1) 契約解除 【条例第 11 条第 1 項第 1 号】 【条例第 8 条】	①退学したとき ②事故等で心身を故障し、修学継続の見込がなくなったとき ③学業成績が著しく低下したとき ④本人が貸与を辞退したとき ⑤死亡したとき など
(2) 医師免許が取得できなかったとき 【条例第 11 条第 1 項第 2 号】	2 回以内(大学を卒業してから 1 年 6 か月以内)の受験で、医師免許が取得できなかったとき
(3) 初期研修を県外で実施 【条例第 11 条第 1 項第 3 号】	県内の臨床研修病院で初期研修を受けなかったとき
(4) 初期研修を県内医療機関以外で修了 【条例第 11 条第 1 項第 4 号】	県内の臨床研修病院で初期研修を修了しなかったとき
(5) 初期研修後、県内で知事が指定する医療機関以外で勤務 【条例第 11 条第 1 項第 5、6 号】	知事の指定する県内医療機関で医師の業務に従事しなかった、または従事しなくなったとき
(6) 医師不足地域での従事期間が修学資金の貸与を受けた期間の 3/2 に相当する期間の 1/2 未満の期間 【条例第 11 条第 1 項第 7 号】	医師不足地域内での医療機関での勤務期間(初期研修を含む)が貸与期間の 3/2(通常 9 年)の 1/2 に達しないとき
(7) 結婚協定が履行されなかったとき 【条例第 11 条第 1 項第 8 号】	結婚協定で定められた医療機関で従事しなかったとき
(8) 医師免許取得後、死亡または心身の故障による業務従事不可 【条例第 11 条第 1 項第 9 号】	死亡、心身の故障により、初期研修、またはその後の医師の業務ができなくなったとき

※返還事由の発生が見込まれる場合は、速やかに県地域医療支援センター（茨城県保健医療部医療局医療人材課医師確保グループ）までご連絡ください。

○茨城県地域医療医師修学資金貸与条例

平成20年10月1日
茨城県条例第36号

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例を公布する。

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、特定の地域及び診療科において医師が不足している状況にかんがみ、医師不足地域における医療機関等において将来医師の業務に従事しようとする者に対し、茨城県地域医療医師修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与することにより、地域医療の充実に必要な医師の養成及び確保を緊急に図り、もって本県の医療の向上に資することを目的とする。

(平21条例31・平21条例54・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「医師不足地域」とは、医師の不足によりその確保が必要な地域として知事が定める地域をいう。

2 この条例において「医療機関」とは、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。

(平26条例52・平30条例56・一部改正)

(修学資金の貸与)

第3条 知事は、次のいずれかに該当する者であつて、大学(大学院を除く。以下同じ。)の医学を履修する課程に在学するもの(第3号に掲げる者にあつては、国立大学法人筑波大学が設置する筑波大学の医学を履修する課程に在学するものに限る。)のうち、第11条第1項第5号に規定する指定従事医療機関において将来医師の業務に従事しようとする者を対象とした入学試験により入学したものに対し、修学資金を貸与することができる。

(1) 県内の高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部を卒業し、又は修了した者

(2) 県内に居住する者の子(前号に掲げる者を除く。)

(3) 前2号に掲げる者以外の者

(平30条例56・全改)

(貸与金額等)

第4条 修学資金の貸与金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校である大学 月額200,000円

(2) 学校教育法第2条第2項に規定する私立学校である大学 月額250,000円

2 修学資金には、貸与を受けた各月分の修学資金の額につき、当該貸与を受けた日

の翌日から当該貸与を受けた者が大学を卒業する日(第8条の規定により貸与契約が解除された場合にあつては、当該解除の日)までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付するものとする。

(平29条例15・一部改正)

(貸与期間)

第5条 修学資金の貸与期間は、修学資金の貸与を受けた者(以下「修学生」という。)に係る大学の修学期間以内(当該修学期間が72月を超える場合にあつては、当該修学期間のうち72月以内)とする。

(平29条例46・一部改正)

(貸与方法)

第6条 修学資金は、予算の範囲内で契約(以下「貸与契約」という。)により貸与するものとする。

(連帯保証人)

第7条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

(貸与契約の解除)

第8条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の貸与契約を解除するものとする。

- (1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(学業成績表等の提出)

第9条 知事は、修学生に対し、在学証明書、学業成績表及び健康診断書の提出を求めることができる。

(貸与の停止等)

第10条 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、これを復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

2 知事は、修学生が留年(一の学年の課程を再度履修することをいう。)した場合には、当該修学生が当該留年の期間に係る修学資金の貸与の停止を希望するとき、当該期間、修学資金の貸与を停止することができる。

- 3 知事は、修学生が正当な理由がなく前条の規定による求めに応じなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(平29条例46・一部改正)

(返還)

第11条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学資金に第4条第2項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

- (1) 第8条の規定により修学資金の貸与契約が解除されたとき。
- (2) 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年6月以内に医師の免許を取得しなかったとき。
- (3) 医師の免許を取得した後、直ちに県内の医療機関において臨床研修(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受けなかったとき(次項の規定により知事が指定した場合を除く。)
- (4) 県内の医療機関において臨床研修を修了しなかったとき(次項の規定により知事が指定した場合を除く。)
- (5) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き医師不足地域内における医療機関及び地域において中核的な役割を担う医療機関としてあらかじめ知事が定める医療機関であって、臨床研修の修了及び次条の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けている期間の終了(同条第1号に該当する場合を除く。)に当たり知事が地域における医師の養成及び確保の状況等に応じ修学生ごとに指定するもの(当該指定後に知事が地域における医師の養成及び確保の状況等に応じ指定に係る医療機関を変更する必要があると認めた場合にあつては、当該変更後の医療機関として知事が当該修学生ごとに指定するもの)(以下「指定従事医療機関」という。)において医師の業務に従事しなかったとき(次項の規定により知事が指定した場合を除く。)
- (6) 指定従事医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき(次項の規定により知事が指定した場合及び第13条第1項第1号に該当する場合を除く。)
- (7) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間(当該期間が2年を超える場合にあつては、2年。次号カ及び第13条第1項第1号において同じ。)と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であつて、当該合算した期間の2分の1に相当する期間を医師不足地域における医療機関において従事しなかったとき(次項の規定により知事が指定した場合を除く。)
- (8) 次項の規定により知事が指定した場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関又は配偶者(カに規定する義務期間が終了するまでの間に婚姻が解消され、又は取り消された場合にあつては、配偶者であった者)が他県修学資金(本県及び県内の市町村以外の地方公共団体の長が大学の医学を履修する課程に在学する者に対して貸与する修学のための資金であつて、医師の免許を取得した後当該地方公共団体の区域内に所

在する医療機関(以下「他県医療機関」という。)で当該地方公共団体の長が指定するもの又は当該地方公共団体の長が指定する地域内のもの(以下「他県指定医療機関」という。)において一定期間医師の業務に従事することによりその返還が免除される特約が付されたもの(知事が指定するものに限る。)をいう。以下同じ。)の貸与を受けた場合にあっては、他県医療機関において臨床研修を受けなかったとき。

イ 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了しなかったとき。
ウ 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関又は他県指定医療機関において医師の業務に従事しなかったとき。

エ 指定従事医療機関において医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関において医師の業務に従事する場合にあっては、指定従事医療機関において次項の規定により知事が指定した期間(第3項の規定により期間を変更した場合にあっては、当該変更後の期間)(以下「指定期間」という。)医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき(第13条第1項第2号に該当する場合を除く。)

オ 他県指定医療機関において医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事する場合にあっては、他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき(第13条第1項第2号に該当する場合を除く。)

カ 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関及び他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間と当該業務に従事した期間とを合算した期間(第13条第1項第2号及び第3号、第2項並びに第3項において「義務期間」という。)が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であって、当該合算した期間のうち、県内の医療機関において臨床研修を受けた期間と指定従事医療機関において医師の業務に従事した期間とを合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事しなかったとき(第13条第1項第2号に該当する場合を除く。)

(9) 医師の免許を取得した後、死亡又は心身の故障により、臨床研修を受けること又は医師の業務に従事すること(以下「医師業務の従事等」という。)ができなくなったとき(第13条第1項第3号及び第14条に該当する場合を除く。)

2 知事は、修学生から他県医療機関で臨床研修を受け、又は医師の業務に従事する前に申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該修学生が臨床研修の修了に要する期間(当該期間が2年を超える場合にあっては、2年)並びに指定従事医療機関及び他県指定医療機関においてそれぞれ医師の業務に従事する期間を合算した期間と当該修学生が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間とが等しくなるよう、当該修学生が当該業務に従事すべき期間を指定

するものとする。

- (1) 修学生が、他県修学資金の貸与を受けている者と婚姻したとき。
 - (2) 修学生及びその配偶者が、指定従事医療機関及び他県指定医療機関において医師の業務に従事する意思を有すると認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、医師不足地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため必要な基準として知事が別に定める基準に適合するとき。
- 3 知事は、前項の規定により期間を指定した場合であって、修学生と他県修学資金の貸与を受けている者との婚姻が解消され、又は取り消されたときその他特に必要があると認めるときは、修学生の申請により、同項の規定により指定した期間を変更することができる。

(平24条例42・平26条例52・平30条例56・一部改正)

(返還債務の履行猶予)

第12条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間(第2号及び第4号にあっては、知事が必要と認めた期間に限る。)、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第8条の規定により修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き大学の医学を履修する課程に在学しているとき。
- (2) 臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち県外の医療機関を実施場所とするものであって、地域医療の充実に必要なものとして知事が認定したもの(当該認定後に知事が地域医療の充実に必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認めた場合にあつては、当該変更後の研修として知事が認定したもの)(次条第2項において「認定専門研修」という。)を受けているとき。
- (3) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、医師不足地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要であると認められる事由があるとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

(平24条例42・平26条例52・平30条例56・一部改正)

(返還債務の当然免除)

第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であつて、当該合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事したとき(第11条第2項の規定により知事が指定した場合を除く。)
- (2) 第11条第2項の規定により知事が指定した場合にあつては、修学生が医師の免

許を取得した後直ちに県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定期間、指定従事医療機関及び他県指定医療機関において医師の業務に従事し、かつ、義務期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達したときであって、当該義務期間のうち、県内の医療機関において臨床研修を受けた期間と指定従事医療機関において医師の業務に従事した期間とを合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事したとき。

(3) 第1号の規定による合算した期間中又は義務期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったとき。

2 認定専門研修を受けたことにより指定従事医療機関又は他県指定医療機関において医師の業務に従事できなかった修学生に係る前項第1号及び第2号の規定の適用については、当該修学生は、第12条の規定により知事が必要と認めた期間に限り、引き続き指定従事医療機関又は他県指定医療機関において医師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該指定従事医療機関又は当該他県指定医療機関において医師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを同項第1号の規定による合算した期間又は義務期間に算入しない。

3 次の各号のいずれかに掲げる事由により医師業務の従事等ができなかった修学生に係る第1項第1号及び第2号の規定の適用については、当該修学生は、引き続き医師業務の従事等をしてきたものとみなす。この場合において、当該医師業務の従事等をしてきたものとみなされた期間は、これを同項第1号の規定による合算した期間又は義務期間に算入しない。

(1) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができないとき。

(平24条例42・平26条例52・平30条例56・一部改正)

(返還債務の裁量免除)

第14条 知事は、修学生が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったときその他特に必要があると認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利息)

第15条 修学生は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額と第4条第2項の規定により計算した利息の額との合計額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(平25条例25・旧付則・一部改正)

- 2 当分の間、第15条に規定する延滞利息の年14.5パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。

(平25条例25・追加)

付 則(平成21条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(茨城県医師修学資金貸与条例の一部改正)
- 2 茨城県医師修学資金貸与条例(平成18年茨城県条例第47号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則(平成21年条例第54号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成24年条例第42号)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の規定に基づき茨城県地域医療医師修学資金を貸与する契約を結んだ者については、この条例による改正後の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例第12条及び第13条第2項の規定を除き、なお従前の例による。

付 則(平成25年条例第25号)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の次に掲げる条例の規定は、延滞金、遅延利息又は延滞利息のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
(1)から(5)まで 略
(6) 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例付則第2項

付 則(平成26年条例第52号)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例(以下「改正後の条例」という。)第11条第1項第3号から第5号まで及び第7号から第10号まで、第2項並びに第3項、第12条第4号並びに第13条第1項第1号から第3号まで、第2項並びに第3項の規定は、この条例の施行の日において現にこの条例による改正前の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の規定に基づき茨城県地域医療医師修学資金の貸

与を受けている者についても適用する。この場合において、改正後の条例第11条第1項第5号中「第3条第1号に該当する修学生」とあるのは、「修学生」と読み替えるものとする。

付 則(平成29年条例第15号)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度に大学(大学院を除く。以下同じ。)に入学する者に係る茨城県地域医療医師修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与金額は、この条例による改正後の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例(以下「改正後の条例」という。)第4条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額又は月額150,000円のうち当該者が同年度における修学資金の貸与に係る契約を締結するに際して選択する額とする。
- 3 平成28年度以前に大学に入学した者に係る修学資金の貸与金額は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成29年条例第46号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(平成30年条例第56号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例第3条、第11条第1項第5号から第8号まで及び第2項、第12条並びに第13条第1項及び第2項の規定は、この条例による改正前の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の規定に基づき茨城県地域医療医師修学資金を貸与する契約を結んだ者についても適用する。

付 則(平成31年条例第18号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則

平成21年1月15日

茨城県規則第2号

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則を次のように定める。

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県地域医療医師修学資金貸与条例(平成20年茨城県条例第36号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与申請)

第2条 修学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、修学資金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて所定の期日までに知事に申請しなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部を卒業し、又は修了したことを証する書類
- (2) 大学の在学証明書
- (3) 住民票の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(貸与の適否の決定等)

第3条 知事は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、修学資金の貸与の適否を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により修学資金の貸与の適否を決定したときは、遅滞なく、修学資金貸与決定通知書又は修学資金貸与不承認決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(貸与契約)

第4条 申請者は、前条第2項の規定による修学資金の貸与の決定の通知を受け取ったときは、遅滞なく、茨城県地域医療医師修学資金貸与契約書により貸与契約を締結するものとする。

(連帯保証人)

第5条 条例第7条の規定による連帯保証人は、独立の生計を営む者でなければならない。

ただし、知事が、その必要がないと認める場合は、この限りでない。

2 申請者が未成年である場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人でなければならない。

3 修学生(貸与契約を締結した後、最初の修学資金の交付を受けていない者を含む。次条及び第7条において同じ。)は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若

しくは住所の変更があったときは、直ちに、連帯保証人変更届に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(令2規則10・一部改正)

(貸与契約の解除)

第6条 知事は、条例第8条の規定により修学資金の貸与契約を解除したときは、茨城県地域医療医師修学資金貸与契約解除通知書により修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

(貸与の停止等)

第7条 知事は、条例第10条の規定により修学資金の貸与を停止し、又は一時保留したときは、修学資金貸与停止(一時保留)通知書により修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

2 知事は、条例第10条の規定により停止し、又は一時保留した修学資金の貸与を再開したときは、修学資金貸与再開通知書により修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

(平31規則14・一部改正)

(医療機関等の指定又は変更)

第7条の2 知事は、条例第11条第1項第5号の規定により医療機関を指定し、若しくは指定に係る医療機関を変更しようとするときは、あらかじめ、当該修学生と面接を行うものとする。

2 知事は、医療機関を指定し、若しくは指定に係る医療機関を変更することを決定したときは、書面により、その旨を当該修学生に通知するものとする。

(平25規則43・追加，平27規則32・平30規則96・一部改正)

(返還申告書)

第8条 修学生は、条例第11条第1項各号に掲げる事由が生じたとき(条例第12条の規定による返還の債務の履行の猶予を受けている場合は、当該猶予の期間が満了したとき。)は、当該事由が生じた日から起算して10日以内に、修学資金返還申告書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該事由が修学生の死亡によるものであるときは、当該申告書の提出は、当該修学生の相続人(相続人がないときは、当該修学生の連帯保証人。以下同じ。)が行うものとする。

(平27規則32・一部改正)

(指定期間の指定の申請等)

第8条の2 条例第11条第2項の規定による申請は、指定期間指定申請書に同項各号のいずれにも該当することを証する書類を添えて行わなければならない。

2 条例第11条第3項の規定による申請は、指定期間変更申請書に知事が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

3 知事は、前2項の申請があったときは、その内容を精査し、指定期間を指定し、又

は変更することを決定したときは指定期間指定(変更)通知書により、指定期間を指定せず、又は変更しないことを決定したときは指定期間を指定(変更)できない旨の通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(平27規則32・追加)

(認定専門研修の申請等)

第8条の3 修学生は、条例第12条第2号の規定による認定(変更に係る認定を除く。次項において同じ。)を受けようとするときは、当該認定に係る研修を受けようとする日の6月前までに、専門研修認定申請書を知事に提出しなければならない。

2 修学生は、認定を受けた研修を変更しようとするときは、認定専門研修変更申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る研修が地域医療の充実に必要と認めるときは専門研修(認定専門研修変更)認定通知書により、当該申請に係る研修が地域医療の充実に必要と認められない場合には専門研修(認定専門研修変更)不認定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(平25規則43・追加，平27規則32・旧第8条の2繰下)

(猶予の申請)

第9条 修学生は、条例第12条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとするときは、修学資金返還猶予申請書に同条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(猶予の承認通知等)

第10条 知事は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、修学資金の返還の債務の履行を猶予することが相当であると認めるときは修学資金返還猶予承認通知書により、当該猶予することが不相当であると認めるときは修学資金返還猶予不承認通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(当然免除事由発生届)

第11条 修学生は、条例第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、修学資金返還当然免除事由発生届に次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(1) 条例第13条第1項第1号又は第2号に該当するとき 業務従事証明書

(2) 条例第13条第1項第3号に該当するとき(修学生が死亡した場合を除く。) 診断書及び当該心身の故障が業務に起因するものであることを証する書類

2 修学生が死亡した場合において、条例第13条第1項第3号に該当するときは、当該修学生の相続人は、遅滞なく、修学資金返還当然免除事由発生届に死亡診断書及び当該死亡が業務に起因するものであることを証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(平27規則32・一部改正)

(当然免除の認定通知等)

第12条 知事は、前条の規定による届出を受理したときは、その事実を確認し、修学資金の返還の債務を免除することが相当であると認めるときは、修学資金返還免除認定(承認)通知書により、当該免除することが不相当であると認めるときは修学資金返還免除不認定(不承認)通知書により、当該届出をした者に通知するものとする。

(裁量免除の申請)

第13条 修学生は、条例第14条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、修学資金返還裁量免除申請書にその事由を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 修学生が死亡した場合において、条例第14条に該当し、かつ、同条の規定による修学資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、当該修学生の相続人は、遅滞なく、修学資金返還裁量免除申請書に死亡診断書を添えて、知事に申請しなければならない。

3 前条の規定は、前2項の規定による申請があった場合について準用する。この場合において、同条中「前条の規定による届出」とあるのは「次条第1項及び第2項の規定による申請」と、「その事実を確認し」とあるのは「その内容を審査し」と、「当該届出」とあるのは「当該申請」と読み替えるものとする。

(期間の計算方法)

第14条 条例第11条第1項第7号及び第8号カ並びに第13条第1項から第3項までに規定する期間の計算は、月数によるものとする。ただし、その数に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

(平25規則43・平27規則32・平30規則96・一部改正)

(その他の届出)

第15条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、当該各号に掲げる届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名(住所)変更届

(2) 退学し、又は退学の処分を受けたとき 退学届

(3) 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき 辞退届

(4) 休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は留年したとき 休学(停学・留年)届

(5) 復学したとき 復学届

(6) 卒業したとき 卒業届

(7) 医師の免許を取得したとき 医師免許取得届

(8) 臨床研修を開始したとき 臨床研修開始届

(9) 医師の業務に従事したとき 業務従事開始届

(10) 医師の業務に従事しなくなったとき 退職届

2 修学生が死亡したときは、当該修学生の相続人は、遅滞なく、修学生死亡届に死亡診断書を添えて、知事に届け出なければならない。

- 3 医師の業務に従事する修学生は、毎年4月30日までに業務従事状況報告書に業務従事証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(平25規則43・一部改正)

(申請書等の様式)

第16条 次の表の左欄に掲げるこの規則の各条項に規定する当該中欄に掲げる申請書等の様式は、当該右欄に掲げるとおりとする。

該当条項	申請書等の種類	様式
第2条	修学資金貸与申請書	様式第1号
第3条第2項	修学資金貸与決定通知書	様式第2号
第3条第2項	修学資金貸与不承認決定通知書	様式第3号
第4条	茨城県地域医療医師修学資金貸与契約書	様式第4号
第5条第3項	連帯保証人変更届	様式第5号
第6条	茨城県地域医療医師修学資金貸与契約解除通知書	様式第6号
第7条第1項	修学資金貸与停止(一時保留)通知書	様式第7号
第7条第2項	修学資金貸与再開通知書	様式第7号の2
第8条	修学資金返還申告書	様式第8号
第8条の2第1項	指定期間指定申請書	様式第8号の2
第8条の2第2項	指定期間変更申請書	様式第8号の3
第8条の2第3項	指定期間指定(変更)通知書	様式第8号の4
第8条の2第3項	指定期間を指定(変更)できない旨の通知書	様式第8号の5
第8条の3第1項	専門研修認定申請書	様式第8号の6
第8条の3第2項	認定専門研修変更認定申請書	様式第8号の7
第8条の3第3項	専門研修(認定専門研修変更)認定通知書	様式第8号の8
第8条の3第3項	専門研修(認定専門研修変更)不認定通知書	様式第8号の9
第9条	修学資金返還猶予申請書	様式第9号
第10条	修学資金返還猶予承認通知書	様式第10号
第10条	修学資金返還猶予不承認通知書	様式第11号
第11条第1項及び第2項	修学資金返還当然免除事由発生届	様式第12号
第11条第1項第1号及び第15条第3項	業務従事証明書	様式第13号
第12条及び第13条第3項	修学資金返還免除認定(承認)通知書	様式第14号
第12条及び第13条第3項	修学資金返還免除不認定(不承認)通知書	様式第15号
第13条第1項及び第2項	修学資金返還裁量免除申請書	様式第16号
第15条第1項第1号	氏名(住所)変更届	様式第17号
第15条第1項第2号	退学届	様式第18号
第15条第1項第3号	辞退届	様式第19号
第15条第1項第4号	休学(停学・留年)届	様式第20号
第15条第1項第5号	復学届	様式第21号
第15条第1項第6号	卒業届	様式第22号
第15条第1項第7号	医師免許取得届	様式第23号

第15条第1項第8号	臨床研修開始届	様式第24号
第15条第1項第9号	業務従事開始届	様式第25号
第15条第1項第10号	退職届	様式第27号
第15条第2項	修学生死亡届	様式第28号
第15条第3項	業務従事状況報告書	様式第29号

(平25規則43・平27規則32・平30規則96・平31規則14・一部改正)

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成22年規則第19号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成25年規則第43号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年規則第32号)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第7条の2から第8条の3まで、第11条、第14条及び第16条並びに様式第4号(その1)、様式8号から様式第8号の9まで、様式第12号、様式第13号、様式第25号及び様式第29号の規定は、茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例(平成26年茨城県条例第52号)による改正前の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の規定に基づき茨城県地域医療医師修学資金を貸与する契約を締結した者についても適用する。この場合において、改正後の規則第16条中「様式第4号(その1)又は様式第4号(その2)」とあるのは「様式第4号(その1)」と、様式第4号(その1)中「茨城県地域医療(条例第3条第1項第1号医師修学資金貸与契約書1号に該当する者用)」とあるのは「茨城県地域医療医師修学資金貸与契約書」と、様式第8号中「条例第3条第1項に該当する修学生にあっては、県内」とあるのは「県内」と読み替えるものとする。

付 則(平成30年規則第9号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(平成30年規則第96号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成31年規則第14号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する

付 則(令和2年規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

(様式省略)

様式第4号(第4条関係)
(平30規則96・全改)

茨城県地域医療医師修学資金貸与契約書

茨城県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)と連帯保証人
(以下「丙」という。)と連帯保証人 (以下「丁」という。)とは、茨城県
地域医療医師修学資金貸与条例(平成20年茨城県条例第36号。以下「条例」とい
う。)第6条及び第7条の規定に基づき、茨城県地域医療医師修学資金(以下「修学資
金」という。)の貸与について、次のとおり契約を締結する。

(貸与)

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり修学資金を貸与するものとする。

- (1) 貸与月額 円
- (2) 貸与期間 年 月から 年 月まで
- (3) 交付の時期 毎月

2 修学資金には、貸与を受けた各月分の修学資金につき、当該貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が大学を卒業する日(第3条の規定によりこの契約が解除された場合にあっては、当該解除の日)までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付すものとする。

3 修学資金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

(貸与の停止等)

第2条 甲は、乙が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、これを復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

2 甲は、乙が留年(一の学年の課程を再度履修することをいう。)した場合において、乙が当該留年の期間に係る修学資金の貸与の停止を希望するときは、当該期間、修学資金の貸与を停止することができる。

3 甲は、乙が正当な理由がなく条例第9条の規定による在学証明書、学業成績表又は健康診断書の提出の求めに応じなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(契約の解除)

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除するものとする。

- (1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 甲は、乙が不正に修学資金の貸与を受けたときは、この契約を解除することができる。

(返還)

第4条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学資金に第1条第2項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年6月以内に医師の免許を取得しなかったとき。

(3) 医師の免許を取得した後、直ちに県内の医療機関において臨床研修(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受けなかったとき(次項の規定により甲が指定した場合を除く。)

(4) 県内の医療機関において臨床研修を修了しなかったとき(次項の規定により甲が指定した場合を除く。)

(5) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き医師不足地域内における医療機関及び地域において中核的な役割を担う医療機関としてあらかじめ知事が定める医療機関であって、臨床研修の修了及び第6条の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けている期間の終了(同条第1号に該当する場合を除く。)に当たり甲が地域における医師の養成及び確保の状況等に応じ指定するもの(当該指定後に甲が地域における医師の養成及び確保の状況等に応じ指定に係る医療機関を変更する必要があると認めた場合にあつては、当該変更後の医療機関として甲が指定するもの)(以下「指定従事医療機関」という。)において医師の業務に従事しなかったとき(次項の規定により甲が指定した場合を除く。)

(6) 指定従事医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき(次項の規定により甲が指定した場合及び第7条第1項第1号に該当する場合を除く。)

(7) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間(当該期間が2年を超える場合にあつては、2年。次号カ及び第7条第1項第1号において同じ。)と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であつて、当該合算した期間の2分の1に相当する期間を医師不足地域における医療機関において従事しなかったとき(次項の規定により甲が指定した場合を除く。)

(8) 次項の規定により甲が指定した場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。

ア 医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関又は配偶者(カに規定する義務期間が終了するまでの間に婚姻が解消され、又は取り消された場合にあつては、配偶者であった者)が他県修学資金(本県及び県内の市町村以外の地方公共団体の長が大学の医学を履修する課程に在学する者に対して貸与する修学のための資金であつて、医師の免許を取得した後当該地方公共団体の区域内に所在する医療機関(以下「他県医療機関」という。))で当該地方公共団体の長が指定するもの又は当該地方公共団体の長が指定する地域内のもの(以下「他県指定医療機関」という。)において

一定期間医師の業務に従事することによりその返還が免除される特約が付されたもの(知事が指定するものに限る。)をいう。以下同じ。)の貸与を受けた場合にあっては、他県医療機関において臨床研修を受けなかったとき。

イ 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了しなかったとき。

ウ 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関又は他県指定医療機関において医師の業務に従事しなかったとき。

エ 指定従事医療機関において医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関において医師の業務に従事する場合にあっては、指定従事医療機関において次項の規定により甲が指定した期間(第3項の規定により期間を変更した場合にあっては、当該変更後の期間)(以下「指定期間」という。)医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき(第7条第1項第2号に該当する場合を除く。)

オ 他県指定医療機関において医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事する場合にあっては、他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき(第7条第1項第2号に該当する場合を除く。)

カ 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関及び他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間と当該業務に従事した期間とを合算した期間(第7条第1項第2号及び第3号、第2項並びに第3項において「義務期間」という。)が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であって、当該合算した期間のうち、県内の医療機関において臨床研修を受けた期間と指定従事医療機関において医師の業務に従事した期間とを合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事しなかったとき(同条第1項第2号に該当する場合を除く。)

(9) 医師の免許を取得した後、死亡又は心身の故障により、臨床研修を受けること又は医師の業務に従事すること(以下「医師業務の従事等」という。)ができなくなったとき(第7条第1項第3号及び第8条に該当する場合を除く。)

2 甲は、乙から他県医療機関で臨床研修を受け、又は医師の業務に従事する前に申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、乙が臨床研修の修了に要する期間(当該期間が2年を超える場合にあっては、2年)並びに指定従事医療機関及び他県指定医療機関においてそれぞれ医師の業務に従事する期間を合算した期間と乙が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間とが等しくなるよう、乙が当該業務に従事すべき期間を指定するものとする。

(1) 乙が、他県修学資金の貸与を受けている者と婚姻したとき。

(2) 乙及びその配偶者が、指定従事医療機関及び他県指定医療機関において医師

の業務に従事する意思を有すると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、医師不足地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため必要な基準として知事が別に定める基準に適合するとき。

3 甲は、前項の規定により期間を指定した場合であって、乙と他県修学資金の貸与を受けている者との婚姻が解消され、又は取り消されたときその他特に必要があると認めるときは、乙の申請により、同項の規定により指定した期間を変更することができる。

4 第1項の場合において、乙は、当該事由が生じた日から起算して10日以内に茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則(平成21年茨城県規則第2号。以下「規則」という。)第8条に規定する修学資金返還申告書を甲に提出し、甲の指示するところにより修学資金の返還の債務を履行するものとする。

(延滞利息)

第5条 乙は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額と第1条第2項の規定により計算した利息の額との合算額につき年14.5パーセントの割合(条例付則第2項の規定が適用される場合にあっては、同項に規定する割合)で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(返還債務の履行猶予)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間(第2号及び第4号にあっては、甲が必要と認めた期間に限る。)、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 第3条の規定によりこの契約が解除された後、引き続き大学の医学を履修する課程に在学しているとき。

(2) 臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を習得するために受ける研修のうち県外の医療機関を実施場所とするものであって、地域医療の充実に必要なものとして知事が認定したもの(当該認定後に知事が地域医療の充実に必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の研修として知事が認めたもの)(次条第2項において「認定専門研修」という。)を受けているとき。

(3) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、医師不足地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要であると認められる事由があるとき。

(5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

(返還債務の当然免除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であって、当該合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機

関において従事したとき(第4条第2項の規定により甲が指定した場合を除く。)

(2) 第4条第2項の規定により甲が指定した場合にあっては、乙が医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定期間、指定従事医療機関及び他県指定医療機関において医師の業務に従事し、かつ、義務期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達したときであって、当該義務期間のうち、県内の医療機関において臨床研修を受けた期間と指定従事医療機関において医師の業務に従事した期間とを合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事したとき。

(3) 第1号の規定による合算した期間中又は義務期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったとき。

2 認定専門研修を受けたことにより指定従事医療機関又は他県指定医療機関において医師の業務に従事できなかった場合における前項第1号及び第2号の規定の適用については、乙は、前条の規定により甲が必要と認めた期間に限り、引き続き指定従事医療機関又は他県指定医療機関において医師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該指定従事医療機関又は当該他県指定医療機関において医師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを同項第1号の規定による合算した期間又は義務期間に算入しない。

3 次の各号のいずれかに掲げる事由により医師業務の従事等ができなかった場合における第1項第1号及び第2号の規定の適用については、乙は、引き続き医師業務の従事等をしていなかったものとみなす。この場合において、当該医師業務の従事等をしていなかったものとみなされた期間は、これを同項第1号の規定による合算した期間又は義務期間に算入しない。

(1) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができないとき。

(返還債務の裁量免除)

第8条 甲は、乙が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったときその他特に必要があると認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(連帯保証)

第9条 丙及び丁は、この契約による乙の甲に対する債務について乙と連帯して履行の責めに任ずる。

2 乙は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったときは、直ちに、規則第5条第3項に規定する連帯保証人変更届を甲に提出しなければならない。

(契約の履行)

第10条 前各条に定めるもののほか、乙は、条例及び規則の定めるところにより、その義務を誠実に履行するものとする。

(疑義等の決定)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議

して定めるものとする。

この契約を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、
甲乙丙丁各1通を保有する。

年 月 日

甲	茨城県水戸市笠原町978番6	
	茨城県知事	印
乙	住所	
	(電話)
	氏名	印
丙(連帯保証人)	住所	
	(電話)
	氏名	印
丁(連帯保証人)	住所	
	(電話)
	氏名	印

備考 連帯保証人の印鑑登録証明書を提出すること。

平成 31 年（2019 年） 4 月 18 日

茨城県修学生 各位

茨城県地域医療支援センター長

修学生セミナー出席状況等の臨床研修病院への情報提供について（通知）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当センター主催のサマーセミナー、修学生の集い、スプリングセミナーについては、応募時にも誓約いただいているとおり、修学生の出席を義務づけております。

つきましては、今年度から、下記のとおり、マッチングの対象となる修学生の出席等の情報を県内臨床研修病院へ提供することといたしましたので、ご了承ください。

記

1 情報提供する内容

当該年度のマッチング対象修学生の、セミナー等への出席状況及び欠席に係るレポートの提出状況

※ただし、平成 29 年度以降のサマーセミナー、修学生の集い、スプリングセミナーの情報に限ります。

2 情報提供先

県内の基幹型臨床研修病院（20 病院） ほか

3 情報提供する時期

毎年 6 月頃を予定

※茨城県医師臨床研修連絡協議会総会において資料として提供します。

4 その他

平成 29 年度以降に開催されたセミナー等にやむを得ず欠席した修学生で、現在までに提出していないレポートがある方は、早急に作成し、**5 月 8 日（水）までに**下記あてメールにて、必ず提出願います。

※これまでも複数回にわたり提出の連絡をしてきたことから、今回の締切りに遅れた場合は、「未提出」として扱いますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

茨城県保健福祉部医療局医療人材課
医師確保グループ 担当：大貫（真）
TEL：029-301-3191 FAX：029-301-3194
MAIL：i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp

イバラキ
ドクターズライフ

お医者さんの人生も、
おだいじに。